

千葉県告示第1050号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和 5年12月22日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
うんどう☆ことばの教室 千葉県緑区おゆみ野 3丁目24-2 ASAJIビル1階	株式会社T r e a s u r e 千葉県中央区赤井町 768 番地 174 代表取締役 新井 雅子	令和6年 1月1日	1250102223	居宅訪問型 児童発達支援